

定 款

社 会 福 祉 法 人 青 祥 会

令 和 5 年 7 月 1 1 日

社会福祉法人青祥会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(ハ) 老人居宅介護等事業の経営

(ニ) 老人福祉センターの経営

(ホ) 障害福祉サービス事業の経営

(ヘ) 生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人青祥会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を滋賀県長浜市加田町3360番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。但し、評議員は理事の定数を超えるものとする。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。
 - 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 1,000,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

- 第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員に議長を置き、議長はその都度互選とする。

(権限)

- 第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事、監事、会計監査人の選任又は解任
 - (2) 理事、監事の報酬等の額
 - (3) 理事、監事、評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の招集通知は、評議員会の前日までに各評議員に対して書面又はあらかじめ評議員の承認を得て電磁的記録にて発するものとする。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 社会福祉法人に対する役員の損害賠償責任の一部免除

(4) 解散

(5) 吸収合併、新設合併契約の承認

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長1名、専務理事1名、常務理事5名以内で置くことができる。

4 前項の副理事長、専務理事、常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長並びに専務理事、常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限等)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

- 第23条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 役員等の損害賠償責任の免除

(責任の免除)

- 第24条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

- 第25条 理事（理事長、副理事長、専務理事、常務理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、理事会の前日までに各理事及び各監事に発するものとする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が該当提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産および公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、別表1に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産および公益事業用財産以外で別表2に掲げる財産とする。

4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する別表3に掲げる財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、滋賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、滋賀県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 3 3 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産が現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 3 4 条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 3 5 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 3 6 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護老人保健施設の経営
- (2) 訪問リハビリテーション事業
- (3) 訪問看護事業
- (4) 介護員養成研修事業
- (5) 居宅介護支援事業
- (6) 福祉用具貸与事業
- (7) 病院事業の経営
- (8) 地域包括支援センターの運営
- (9) 指定介護予防支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 解散および合併

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第42条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、滋賀県知事の認可を受けなければならない。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 43 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、滋賀県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、社会福祉法人青祥会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 45 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行なうものとする。

理事長	青木 隆子	理 事	北川 弥助
理 事	石居 良造	理 事	大西 増夫
理 事	下坂 幸正	理 事	衣川 馨
理 事	近藤 東樹	理 事	畑下 嘉之
理 事	畑下 圭子	理 事	堀 忠嗣
監 事	小林 昌男	監 事	横田 龍太良

2. 昭和 59 年 3 月 19 日 一部改正（第 11 条第 2 項）
3. 昭和 60 年 5 月 30 日 一部改正（第 11 条第 2 項）
4. 昭和 62 年 5 月 13 日 一部改正（第 11 条第 2 項）
5. 平成元年 2 月 20 日 一部改正（第 11 条第 2 項）
6. 平成元年 8 月 28 日 一部改正（第 1 条、第 12 条、第 21 条、第 22 条）
7. 平成 3 年 5 月 29 日 一部改正（第 4 条第 2 項）
8. 平成 4 年 3 月 24 日 一部改正（第 1 条、第 4 条第 2 項、第 6 条、第 11 条第 2 項）
9. 平成 5 年 8 月 6 日 一部改正（第 4 条第 2 項）
10. 平成 6 年 3 月 28 日 一部改正（第 4 条第 4 項、第 5 条第 3、第 4、第 7、第 8 項、第 6 条第 2 項、第 9 条第 1、第 2 項、第 12 条第 3、第 4、第 5、第 8、第 9 項、第 14 条第 2 項、第 16 条第 2、第 4 項、第 18 条第 2 項、第 21 条第 1 項）
11. 平成 7 年 3 月 27 日 一部改正（第 24 条第 1 項）
12. 平成 7 年 11 月 16 日 一部改正（第 5 条第 6 項）
13. 平成 8 年 12 月 14 日 一部改正（第 1 条 (1)、第 4 条、第 13 条、第 14 条、第 17 条第 2 項 (5) (9) (10) (11)）
14. 平成 10 年 9 月 14 日 一部改正（第 1 条 (1) (ニ) (ホ)、(2) (ニ)）
15. 平成 10 年 9 月 21 日 一部改正（第 17 条第 2 項 (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)）

16. 平成11年11月15日付一部改正（第1条(1)(2) 第25条(4)(5) 第17条の2(4)～(6)、(8)～(13) 第17条の4(1)(2)）
17. 平成12年3月31日付一部改正（第1条・第9条・第22条の一部追加、第24条の追加、以下各条番号の繰り下げ）
18. 平成12年11月17日一部改正（第1条第1項(2)イ、第4条、第9条第2項・第3項、第17条第2項(3)・第4項、第4項(1)・(2)、第22条第1項、第24条、第26条第1項(5)）
19. 平成13年5月30日定款準則の変更にに基づき一部追加および改正
20. 平成15年3月25日定款準則の変更にに基づき一部改正
21. 平成15年9月 3日一部改正（設立当初の役員を除き、理事・評議員の氏名を削除）
22. 平成16年3月24日一部改正（第18条、第19条）
23. 平成16年5月24日一部改正（第1条）
24. 平成17年3月24日一部改正（第19条）
25. 平成17年5月24日一部改正（第1条、第3条、第6条、第9条、第14条、第27条、第28条）
26. 平成18年3月27日一部改正（第1条、第18条、第18条の一部追加）
27. 平成19年3月14日一部改正（第1条、第18条）
28. 平成19年6月20日一部改正（第1条、第5条、第6条、第12条の追加、第21条、第28条、第34条）
29. 平成20年4月18日一部改正（第19条）
30. 平成20年5月28日一部改正（第4条）
31. 平成20年6月12日一部改正（第19条）
32. 平成21年5月11日一部改正（第19条）
33. 平成22年6月25日一部改正（第1条）
34. 平成23年10月26日一部改正（第1条、第28条）
35. 平成24年5月23日一部改正（第5条、第13条、第14条、第19条）
平成24年5月23日までの理事の定数は10名、評議員の定数は22名とする。増となる理事の初回の任期については、平成25年5月23日までとし、増となる評議員もこれに準じる。
36. 平成24年9月24日一部改正（第5条、第14条）
37. 平成25年5月 1日一部改正（第19条、第28条）
38. 平成26年8月18日一部改正（第19条）
39. 平成27年6月19日一部改正（第19条）
40. 平成28年5月20日一部改正（第28条）
41. 平成29年2月17日一部追加・改正
ただしこの定款は、平成29年4月1日から施行する。
42. 平成29年5月31日一部改正
43. 平成30年9月19日一部改正
44. 令和元年7月31日一部改正
45. 令和 3年7月13日一部改正
46. 令和 5年7月11日一部改正

別表 1

基本財産（土地）

No.	所 在 地	用 途	地積(㎡)	
1	滋賀県長浜市加田町字清水 2995 番	特別養護老人ホーム青浄苑敷地	5,720	.44
2	滋賀県長浜市加田町字亀岡19番3	特別養護老人ホーム青浄苑敷地	122	.00
3	滋賀県長浜市加田町字横長3003番3	特別養護老人ホーム青浄苑敷地	26	.26
4	滋賀県長浜市加田町字穴の下2984番1	特別養護老人ホーム青浄苑敷地	2,772	
5	滋賀県長浜市加田町字穴の下2993番	特別養護老人ホーム青浄苑敷地	753	
6	滋賀県長浜市加田町字亀ヶ鼻 3360 番	特別養護老人ホームアンタレス敷地	9,287	.00
7	滋賀県米原市野一色字赤助1166番	特別養護老人ホーム坂田青成苑 駐車場	747	.10
8	滋賀県愛知郡愛荘町安孫子字松ノ木1235番	特別養護老人ホームやまびこ敷地	2,889	.00
9	滋賀県愛知郡愛荘町蚊野字穴田2969番	特別養護老人ホームやまびこ敷地	11,972	.00
10	滋賀県長浜市寺田町字西朴ノ木町265番1	グループホームひこぼし敷地	217	
11	滋賀県長浜市寺田町字西朴ノ木町266番6	グループホームひこぼし敷地	56	
12	滋賀県長浜市寺田町字西朴ノ木町266番5	グループホームひこぼし敷地	15	

基本財産（建物）

No.	所 在 地	家屋 番号	構造及び名称	面積(㎡)
1	滋賀県長浜市加田町字清水 2995 番地他	2995	鉄筋コンクリート・鉄骨コンクリート・ 鉄骨造陸屋根・スレート葺 3 階建 特 別養護老人ホーム青浄苑建物 (付属建物) コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建物置 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建物置 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建休 憩所	1F 2,935 .56 2F 1,033 .32 15 .00 17 .50 135 .48 17 .54
2	滋賀県長浜市加田町字亀ヶ 鼻 3360 番地他	3360	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建 特 別養護老人ホームアンタレス建物	1F 1,833 .75 2F 2,104 .10 3F 1,755 .35 4F 576 .22

			(付属建物) 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階建 機械室 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼 板ぶき平家建倉庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建車庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建車庫		12 .00 17 .97 87 .79 87 .79
3	滋賀県米原市野一色字赤助 1136 番地他	1136	鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根渡廊 下付2階建 特別養護老人ホーム坂田 青成苑建物	1F 2F	4,463 .01 95 .08
			(付属建物) 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫 コンクリートブロック造陸屋根平家建 ポンプ室 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建燃料庫 鉄筋コンクリート造瓦葺平家建 ケアハウスさかた建物 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建ポン プ室 亜鉛メッキ鋼板造亜鉛メッキ鋼板葺平 家建休憩所		84 .84 15 .00 15 .00 762 .87 4 .84 19 .53
4	滋賀県長浜市川道町字牛房 屋 2572 番地他	2572	鉄骨造瓦・鋼板葺2階建 特別養護老 人ホーム青芳建物 ケアハウス アシ・アエ建物	1F 2F	3,666 .82 1,016 .65
			(付属建物) 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建燃料庫 鉄骨造鋼板葺2階建倉庫 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建機械室 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建燃料庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建機械室	1F 2F	178 .07 9 .81 70 .00 70 .00 6 .10 6 .10 47 .25
5	滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 字松ノ木 1235 番地他	2969	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建 特別 養護老人ホームやまびこ建物		4,444 .67
			(付属建物) 鉄骨造瓦葺平家建車庫・倉庫 鉄筋コンクリート造瓦葺平家建機械室 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺 平家建物置		309 .02 26 .64 24 .75
6	滋賀県長浜市寺田町字西朴 ノ木町 263 番地 4	263 -4	木造スレート葺2階建グループホーム おりひめ建物	1F 2F	108 .51 74 .56
7	滋賀県長浜市寺田町字西朴 ノ木町265番地1他	265 -1	木造スレート葺2階建グループホーム ひこぼし建物	1F 2F	108 .51 74 .56

別表 2

その他財産（土地）

No.	所 在 地	用 途	地積(㎡)	
1	滋賀県長浜市寺田町字辻54番4	セフィロト病院寄宿舍敷地	228	.09
2	滋賀県長浜市寺田町字辻54番6	セフィロト病院寄宿舍横駐車場	21	.25
3	滋賀県長浜市寺田町字辻55番2	セフィロト病院寄宿舍横駐車場	85	.95
4	滋賀県長浜市寺田町字辻59番2	セフィロト病院寄宿舍横駐車場	228	.09
5	滋賀県長浜市寺田町字辻59番4	セフィロト病院寄宿舍横駐車場	9	.25
6	滋賀県米原市高溝字穴町224番16	セフィロト病院寄宿舍敷地	167	.00
7	滋賀県米原市高溝字穴町224番17	セフィロト病院寄宿舍敷地	168	.93
8	滋賀県長浜市加田町字上和田3366番	社会福祉事業開設予定地	933	
9	滋賀県長浜市加田町字奥和田2930番	社会福祉事業開設予定地	6,487	
10	滋賀県長浜市加田町字奥和田2941番1	社会福祉事業開設予定地	296	
11	滋賀県長浜市加田町字清水脇2977番	社会福祉事業開設予定地	870	

その他財産（建物）

No.	所 在 地	家屋 番号	構造及び名称		面積(㎡)	
1	滋賀県米原市高溝字穴町 224 番地 16、224 番地 17	244- 16	鉄骨造スレート葺 2 階建 寄宿舍建物	1F 2F	133 133	.03 .03
2	滋賀県長浜市寺田町字辻 53 番地 4	53-4	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建寄宿舍 コンクリートブロック造スレート葺平 家建倉庫	1F 2F	157 158 1	.42 .05 .76
3	滋賀県米原市野一色字赤助 1160 番地他	1160	鉄骨造スレート葺 2 階建 寄宿舍	1F 2F	130 163	.32 .64

別表 3

公益事業用財産（土地）

No.	所 在 地	用 途	地積(㎡)
1	滋賀県長浜市加田町字穴ノ下 2987 番	老人保健施設長浜メディケアセンター敷地	416
2	滋賀県米原市野一色字赤助1144番1	老人保健施設坂田メディケアセンター敷地	132 . 59
3	滋賀県長浜市寺田町字西朴ノ木町257番	セフィロト病院敷地	2, 899 . 66
4	滋賀県長浜市寺田町西朴ノ木町257番5	セフィロト病院敷地	81 . 31
5	滋賀県長浜市寺田町西朴ノ木町260番	セフィロト病院敷地	62
6	滋賀県長浜市寺田町西朴ノ木町261番	セフィロト病院敷地	198
7	滋賀県長浜市寺田町西朴ノ木町266番1	セフィロト病院敷地	1, 925
8	滋賀県長浜市寺田町西朴ノ木町267番1	セフィロト病院敷地	705
9	滋賀県長浜市寺田町西朴ノ木町272番5	セフィロト病院敷地	269
10	滋賀県長浜市寺田町西朴ノ木町272番6	セフィロト病院敷地	313
11	滋賀県長浜市寺田町西朴ノ木町273番6	セフィロト病院敷地	321
12	滋賀県長浜市寺田町西朴ノ木町265番3	セフィロト病院敷地	452
13	滋賀県長浜市寺田町字辻57番	セフィロト病院患者駐車場	963 . 51
14	滋賀県長浜市寺田町字辻57番6	セフィロト病院患者駐車場	30 . 09
15	滋賀県長浜市寺田町字西朴ノ木町272番3	セフィロト病院敷地	224
16	滋賀県長浜市寺田町字西朴ノ木町273番3	セフィロト病院敷地	515

公益事業用財産（建物）

No.	所 在 地	家屋 番号	構造及び名称	面積(㎡)
1	滋賀県長浜市加田町字清水 2995 番地他	2995	鉄筋コンクリート・鉄骨コンクリート・ 鉄骨造陸屋根・スレート葺 3 階建 老人 保健施設長浜メディケアセンター建物	1F 755 . 69 2F 1, 684 . 42 3F 1, 515 . 41
2	滋賀県米原市野一色字赤 助 1136 番地他	1136	鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根渡廊 下付 3 階建 老人保健施設坂田メディ ケアセンター建物	1F 3, 426 . 57 2F 2, 953 . 95 3F 191 . 46
			(付属建物) 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫	62 . 89
3	滋賀県長浜市寺田町字西 朴ノ木町 257 番地他	257 -2	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 セフ ィロト病院建物	1F 1, 110 . 48 2F 1, 281 . 07
4	滋賀県長浜市寺田町字西 朴ノ木町 257 番地他	257	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階 建 セフィロト病院建物	1F 2, 350 . 42 2F 2, 293 . 93 3F 45 . 59
			(付属建物) 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建車庫 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼 板葺平家建ポンプ室	38 . 97 26 . 29